

平成 22 年 1 月 15 日
内閣府（防災担当）

「首都直下地震対策大綱」等の修正について

平成 22 年 1 月 15 日の中央防災会議において、「首都直下地震対策大綱」及び「首都直下地震応急対策活動要領」の修正が決定されました。

「首都直下地震対策大綱」は、首都直下地震を対象とした、予防対策から応急対策、復旧・復興対策までを含んだ地震防災対策のマスタープランであり、平成 17 年 9 月に中央防災会議で決定されました。その後、中央防災会議に設置された「首都直下地震避難対策等専門調査会」において、膨大な数の避難者・帰宅困難者等への対応について具体的な対策が検討され、平成 20 年 10 月に報告がとりまとめられました。今回の修正は、同専門調査会報告を受けて、避難者・帰宅困難者等への具体的な対策を追加するほか、既に業務継続計画を策定している中央省庁以外の公的機関についても首都直下地震が発災した際の公的機関の業務継続体制を確保する旨等を盛り込むものです。

また、首都直下地震発災時に各機関が行うべき応急対策活動を定めた「首都直下地震応急対策活動要領」についても、避難者・帰宅困難者等対策を中心に大綱の修正を反映させるための修正を行いました。

大綱の主な修正内容は、以下のとおりです。

大綱の主な修正内容

1. 首都直下地震避難対策等専門調査会報告を受けた、避難者・帰宅困難者等の具体的対策の追加

（1）膨大な数の避難者及び応急住宅需要への対応

① 避難所への避難者数の低減に係る対策

応急危険度判定等の迅速な実施による自宅への早期復帰の促進及びそのための応急危険度判定士等の確保の検討、帰省・疎開の奨励・あっせんの検討を行う。

② 避難所不足に係る対策

既存避難所の状況把握と機能確保を図るほか、避難所としての公的施設・民間施設の利用拡大及びそのための協力要請等、テント等の利用拡大、地方公共団体間の連携等による広域的な避難体制の検討を進める。

③ 必要物資等の供給と避難所運営に係る対策

行政と地域社会が共同で避難所を運営する体制を検討するほか、備蓄の必要性の普及啓発、必要物資等が円滑に供給できるロジスティクスの確保を検討する。

④ 避難者が必要とする情報の提供に係る対策

迅速・的確な情報提供が重要であることから、避難者に対する情報提供体制等を検討する。

⑤ 応急住宅提供等に係る対策

膨大な応急住宅需要に対応するため、応急修理や本格補修による自宅への早期復帰、公的な空家・空室（公営住宅等）や民間の空家・空室（民間賃貸住宅等）の活用、応急仮設住宅の早期提供等の多様な提供メニューを用意する。

（２）膨大な数の帰宅困難者等への対応

① 一斉徒歩帰宅者の発生の抑制

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底するほか、速やかな安否を確認できるよう複数の手段による安否確認の必要性の周知を行い、企業・学校等においては安否確認体制を検討する。また、企業等に対して翌日帰宅・時差帰宅を呼びかけるほか、企業・学校等において従業員・生徒等の一時収容対策の促進等を行う。さらに、発災時には、帰宅困難者等へ必要な情報提供を行う。

② 円滑な徒歩帰宅のための支援

混雑箇所での混乱を回避するため、徒歩帰宅者へ必要な情報を提供する体制等を検討する。また、帰宅途上における一時滞在施設の確保を進めるほか、帰宅支援対象道路の指定拡大等や徒歩帰宅支援策について各都県間の連携体制を検討する。

③ 帰宅困難者等に係るその他の対策

都心部等における滞留者への支援の実施に係る対策を検討するほか、駅周辺における混乱防止・円滑な誘導體制、帰宅困難者等の搬送を検討する。また、発災時における望ましい行動モデルを提示するとともに、防災知識の普及に努める。

（３）避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応

飲料水やトイレ等の提供体制、避難所に訪れてきた帰宅困難者等への対応、企業・学校等の施設に訪れてきた避難者・帰宅困難者等への対応、発災時における避難所等の混雑情報等の収集及び提供体制、その他避難者と帰宅困難者等

に共通する課題への対応について検討する。

2. 首都中枢機関以外の公的機関の業務継続性の確保

首都中枢機関以外の国、地方公共団体やその他の防災関係機関についても、例えば業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。